小作争議調査表

No. 40

（月報番號第 15 號）

（昭和九年五月分）

項目	内容
場所	小倉市大字小熊野
關係人員	地主 吉村甚太郎 小作人 山田陽太郎
地主關係團体	北九州不動産管理株式会社
原因	小作人は昭和八年度小作料減額を要求し昭和八年度分七斗四升を六斗九升に減額したるも十二月末を過ぐるも納入せざるを以て地方裁判所に小作調停申立をせり。
發生	昭和九年二月二日
終熄	昭和〃年五月廿二日
關係地種類面積	田 五反四畝十四歩
小作人關係團体	日農九州同盟会小倉支部
要求事項	小作料請求 土地返還要求
經過	二月十五日裁判所は相方の主張を聴取 五月二十二日委員会開催の結果円満解決す。
結果	一、本件土地は従来通り小作せしむ 二、昭和八年度の小作米を百参拾七円とし百二十五円二十五銭は来る六月三十日迄に、残金十二円は昭和九年度の昭和九年度小作料納入期に其の手数料と共に支払ふこと 三、小作米は七石四斗とし十二月末日迄に毎年地主方に持参し支払ふこと 但し小作米は検査合格米なること 四、小作人方は地主に対し小作料の減額要求の場合は必ず適当時期に於て書留郵便を以て地主に通知し地主

結果	備考
一、離作料百八十円を支払ふこと 二、小作人より此後本件に関し何等の抗議をも為さざること	

財團法人協調會福岡出張所